高齢者福祉のしおり

2022年度(令和4年度)

火事と救急・・・119番 警察・・・110番

※病院に行く?救急車を呼ぶ?迷ったら? ⇒#7119番

⇒#9110番 ※生活の安全に関する不安や悩みは?

緊急連絡先

続柄

住

	地域包括支援センター	8 0	142-		
お住いの地域包括支援センター					
民生委員					
かかりつ	け医				
2 3		所			
氏 名	続村	住			
2 3		所			
		=			

小金井市 包括支援係 ☎ 042-387-9845

氏 名

介護福祉課 高齢福祉係 ☎ 042-387-9843



はじめに

このしおりは、市のサービスを中心に高齢者福祉サービス(介護保険サービスを除く。)を紹介しております。

ご希望のサービス等がありましたら、お近くの地域包括支援センターまたは介 護福祉課等にご相談ください。

「ひとりぐらし高齢者世帯」、「高齢者のみ世帯」の基準

小金井市における高齢者福祉サービス等において特別な定めがない場合、「ひとりぐらし高齢者世帯」、「高齢者のみ世帯」は、下記を基準とします。 (事業によっては、基準に準ずる世帯も対象になる場合があります。)

1 ひとりぐらし高齢者世帯

対象者が65歳以上のひとりぐらしで、同一敷地、隣接敷地内、ならびに同一 建物、隣接建物内に配偶者または2親等以内の血族が居住していない世帯

2 高齢者のみ世帯

65歳以上のみで構成されていて、同一敷地、隣接敷地内、ならびに同一建物、 隣接建物内に65歳未満の配偶者または2親等以内の血族が居住していない世帯

令和4年4月

小金井市福祉保健部介護福祉課

包括支援係 ☎042-387-9845

高齢福祉係 ☎042-387-9843

目 次

はじめに

1	.相談窓口等	
·	小金井市役所	1
-	地域包括支援センター	1
-	老いじたく	2
-	福祉総合相談窓口(自立相談サポートセンター)	2
-	成年後見制度	2 2 3 3
-	小金井市権利擁護センターふくしネットこがねい	3
	高齢者安心電話	4
_	消費者関連相談窓口	4
-	自動通話録音機の無料貸与	4
2	2.介護保険サービス	
	要介護認定	5
-	住宅改修相談	5
-	新高額障害福祉サービス等給付費	6
_		
J	3.介護予防・地域参加	
-	小金井さくら体操自主グループ	<u> 7</u>
-	介護予防ボランティア養成講座	<u> </u>
	小金井市デイサービス認定サブスタッフ養成講座	7
-	活き生きボラポ(小金井市介護支援ボランティアポイント事業)	8
-	高齢者いきいき活動講座	8
-	高齢者(いきいき)農園	8
-	いきいき健康教室(1日コース)	8
-	高齢者学級	9
-	おとしより無料入浴デー	9
	①ひとりぐらし高齢者交流会 ②ひとりぐらし高齢者会食会	9
-	高齢者記念品	10
-	<u> 敬老会 </u>	10
-		10 11
-	シルバー人材センター	
-	_ シルバー人材 ピンター _ シルバーパス(東京バス協会の事業です)	12 13
-	グルバーバス(朱尔バス)励云の事業(9)	13
4	l.生活支援・家族支援	
	特別生活援助	14
-	寝具乾燥	14
-	家具転倒防止器具等取付	15 15
-	車椅子の貸出し	15
-	自立支援住宅改修の給付	16
	自立支援日常生活用具の給付	17

食の自立支援(緊急配食サービス)	18
特別短期生活介護(緊急ショートステイ)	18
#1	19
見守りシール	19
	1 9
住宅火災直接通報システム	20
家族介護教室(こがねい介護教室)	20
家族介護継続支援	21
<u>おむつサービス</u>	21
ふれあい収集事業	20 20 21 21 21 22
5.見守り(安否確認)	
	0.0
ひと声訪問(牛乳の配達)	23
食の自立支援(配食サービス)	23
入浴券の配布(公衆浴場)	24
ことぶき理容券(割引券)の配布	24
救急代理通報システム	25
高齢者福祉電話の貸与	25
大愛活動員の訪問	26
サイス	26
	20
民生委員	27
高齢者地域福祉ネットワーク(民生委員による地域の見守り)	27
6.住まい	
· · · · ·	0.0
高齢者住宅	28
空き家の管理・利活用	29
火災から命を守るために	30
フキルホール	
7.老人ホーム	
高齢者施設(概要)	31
市内施設一覧	32
8.保険・税・医療	
	0.0
後期高齢者医療制度について	33
応急・緊急時の相談窓口	34
救急医療災害支援情報キットの配布	34 35
障害者控除対象者認定書の発行	35
かかりつけ歯科医の紹介(歯科医療連携推進事業)	35
健康相談等	35 35
各種健(検)診	36
- <u> </u>	37
- <u>- 1905年</u> 「聞こえ」でお悩みの方・ご家族様へ	37 37
	31
9.認知症	
認知症に関する相談窓口	38
認知症初期集中支援	38
認知症協力医療機関	39 • 40
認知症関連事業	41
小金井もの忘れ相談シート	41 • 42
苦情調整	
	裏表紙
ロルグロリススピノノー・心凶	文ンベルル

1. 相談窓口等

小金井市役所



地域包括支援センター

※地図は裏表紙に掲載しています

- 身近なところで気軽に総合相談・支援が受けられます。
- 介護予防に関する相談、計画策定を実施事業所等と連携しながら行います。
- 要介護(要支援)高齢者等の介護保険サービスおよび高齢福祉サービスの利用申請 手続を代行をします。
- 包括的・継続的ケアマネジメント(支援困難事例等に指導・助言など)を行います。
- 虐待防止、介護サービス、権利擁護など多面的な支援を行います。
- 認知症に関する相談ができます。

≪ 受付時間 ≫

9時~17時30分(日曜・祝日を除く。)

(市外局番の042は省略しています。)

名称	電話番号	担当地域
小金井きた地域包括支援センター (桜町1-9-5 桜町高齢者在宅サービスセンター内1階)	388-2440	梶野町・関野町・緑町・ 本町2、3丁目・ 桜町1、3丁目
小金井みなみ地域包括支援センター (前原町5-3-24 小金井あんず苑内)	388-8400	前原町・貫井南町・ 本町6丁目
小金井ひがし地域包括支援センター (中町2-15-25 特別養護者人ホームつきみの園内)	386-6514	東町・中町・本町1丁目
小金井にし地域包括支援センター (貫井北町2-5-5 学芸大学東門バス停近く)	386-7373	本町4、5丁目・ 桜町2丁目・貫井北町



<u> 老いじたく</u> もしものことがある前に、今の自分の思いを整理してみませんか?

自分らしく暮らしていくためには・・・『自分の思い』を描いてみましょう。

□ 趣味や仕事について・・・ 生きがいや楽しみは何だろう?

□ 介護状態になったとき・・・ 家で過ごしたい?施設に入りたい?

□ 病気になったとき・・・ かかりつけ医、かかりつけ薬局がある?

病気の告知や延命治療はどうする?

□ 大切なペットのこと・・・ お世話ができなくなった時は?

からだも心も元気なうちに『大事なもの』を見直しましょう。

□ 趣味や仕事で活躍しているもの □ 写真や手紙などの思い出

- □ お金に関すること(銀行□座やクレジットカード、生命保険など)
- □ もしもの時の備え (緊急連絡先のリストアップ、生活必需品について)
- □会員登録の整理

『亡くなったあとのこと』について自分の考えを残しましょう。

- □ お葬式について □ お墓について
- □ 遺品や家財の片付け、相続について

小金井市福祉総合相談窓口(小金井市自立相談サポートセンター)

社会福祉協議会・・・☎042-386-0295

≪対象≫

- 年齢や障がいの有無などにかかわらず、すべての方が対象です。
- ・ 本人、家族、関係者、どこに相談をしたらよいか不明な方、お気軽にご相談ください。

≪内容≫

生活上のさまざまな不安や課題を丸ごと受け止める福祉の総合相談窓口です。

- 失業後、なかなか仕事が見つからず、家賃が払えない。
- ひきこもりの家族がいる。
- · 計画的にお金が使えず、生活に困ることがある。
- 住むところがない、失うおそれがある。
- 税金を滞納している。

≪ 受 付 ≫ 電話にて相談予約をお願いいたします。

- ・ 8時30分~17時(土・日・祝日・年末年始を除く。)
- ・ 原則第1日曜日 9時~13時(市役所の休日窓口第1開庁日に準ずる。)

≪費用≫

相談費用は無料

成年後見制度

東京家庭裁判所立川支部後見受付係 · · · **3**042-845-0321 小金井市権利擁護センターふくしネットこがねい・・・☎042-386-0121

≪ 対 象≫

認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など判断能力が十分ではない 成人の方々

≪内容≫

- 高齢者や障がい者の意思決定を助け、権利や財産を守るため、家庭裁判所に申立て を行い「成年後見人・保佐人・補助人」を選任します。
- 各種福祉サービスの利用契約や費用の支払い
- 財産管理・遺産相続手続き・悪徳商法の被害防止 等
- 者人ホーム、病院との入所・入院契約

≪ 費 用≫

申立にかかわる費用及び成年後見人等への報酬が必要となります。

小金井市権利擁護センターふくしネットこがねい

社会福祉協議会・・・☎042-386-0121

● 地域福祉権利擁護事業

≪ 対 象 ≫

認知症や物忘れのある高齢者の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方、 身体に障がいのある方、要介護の方など

≪内容≫

- (基本サービス) ・ 福祉サービスの利用援助

- (オプションサービス) ・ 日常金銭管理サービス ・ 書類等の預かりサービス

≪費用≫

1時間1.500円等

● 成年後見活用あんしん生活創造事業

≪ 対 象 ≫

- 認知症や物忘れのある高齢者の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方やその 家族
- 成年後見人等
- ・ 市民後見人(社会貢献型後見人)として従事したい方

≪内容≫

- 成年後見制度の利用相談
- 成年後見人への支援
- 市民後見人(社会貢献型後見人)の養成等

高齢者安心電話

公益社団法人 東京社会福祉士会・・・☎○3-5944-864○

≪内容≫

保険・福祉等に関する心配ごと、悩みごとに対し、情報提供を中心として電話相談に応じています。

≪受付≫

19:30~21:30 (年中無休)



消費者関連相談窓口

小金井市消費生活相談室(市役所第2庁舎)・・・☎042-384-4999

≪内容≫

消費生活相談室では、高齢者を狙った悪質業者などのトラブル解決のため、 専門の相談員がアドバイスやあっせん交渉を行っています。

≪受付≫

午前9時30分から正午/午後1時から午後4時月曜~金曜日(土・日祝日・年末年始を除く。)



自動通話録音機無料貸与

地域安全課・・・☎○42-387-9806

≪ 対 象≫

市内在住のおおむね65歳以上の方が居住する世帯

- ※ 録音機の設置を希望する場合は、必ず家族の同意をとってください。
- ※ ケーブルの取り外しができないため、黒電話は使用できません。

≪申請方法≫

- 台数に限りがあるため、必ず在庫の確認をお願いします。
- ・ 在庫確認後、身分証明書など本人確認ができる書類を持参し、地域安全課(本庁舎1階)に直接お越しください。
- ・ 代理申請可能です。代理人の身分証明書を用意してください。

2.介護保険サービス

要介護認定

介護福祉課 認定係 ・・・☎042-387-9804 各地域包括支援センター(P1参照)

≪対 象≫

- 65歳以上で介護保険サービスが必要な方
- 40~64歳で特定疾病により介護保険サービスが必要な方
- ※ 介護保険サービスを利用するには、要介護・要支援の認定を受けることが必要です。

≪申請窓□≫

介護福祉課、地域包括支援センター(代行)

≪申請時必要なもの≫

- 介護保険の被保険者証(原本)(65歳以上の方)
- 申請者の(窓口に来られた方)本人確認書類
- 対象者本人の個人番号確認書類(個人番号カード等)
- 対象者本人の医療保険の被保険者証

住宅改修相談

各地域包括支援センター(P1参照)

≪内容≫

- 身体状態に応じた住宅の改良を希望する高齢者に対して、一級建築士等が訪問・面接 等により、住宅改修の相談・助言を行います。
- ケアマネジャーとも連携を取りながら、介護保険事業と、高齢者自立支援事業の住宅 改修に関する助言を行います。

≪対象≫

在宅で原則として65歳以上の高齢者で、その居住する住宅のバリアフリー化を目的とする る改修を行うため、相談する必要がある方

≪費用≫

無料

≪ その他 ≫ 予約が必要です。(予約受付時間 9時~17時)

みなみ、きた、にし地域包括支援センター圏域の利用者は開催日に合わせ、出張相談します。

曜 日(毎月)	場場	所	受付時間
第1・2・3・4火曜日 第2・4木曜日	小金井ひがし 支援センター		13時15分~17時15分祝日・年末年始を除く。

新高額障害福祉サービス等給付費

自立生活支援課 障害福祉係・・・☎○42-387-9848

≪内容≫

介護保険移行後に利用した特定の障害福祉サービスに相当(類似)する介護保険サービスの利用者負担額を償還します。

≪ 対 象 ≫ 1~6すべての要件を満たす方

- 1 65歳に達する日まで5年間引き続き、障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、 生活介護、短期入所)を利用していた
- 2 介護保険に移行後、上記1に相当する介護保険サービス(訪問介護、通所介護、短期 入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護)を利用している
- 3 65歳に達する日の前日の属する年度(誕生日が4月2日から7月1日の場合はその 前年度)に本人及び配偶者が非課税又は生活保護受給者であった
- 4 介護保険サービスを利用した年度(4月~6月の利用についてはその前年度)に本人 及び配偶者が非課税又は生活保護受給者であった
- 5 65歳に達する日の前日において、障害支援区分(障害程度区分)が区分2以上であった
- 6 40歳~65歳の間に特定疾病により介護保険サービスを利用していない

≪ 申込方法 ≫

対象者には、勧奨通知を送付していますが、転入出等により市で把握できない場合があります。

上記の要件に該当すると思われる方は、お手数ですが問合せ先までお問い合わせください。

3.介護予防・地域参加

小金井さくら体操自主グループ

介護福祉課 包括支援係・・・042-387-9845 各地域包括支援センター(P1参照)

≪対象≫

- 65歳以上で要介護・要支援の認定を受けていない方
- 医師より運動の許可を得ている方
- ご自身で会場に通えるお元気な方
- ※ 介護認定を受けていても参加できる会場があるため、お問い合わせください。



ご当地体操である「小金井さくら体操」と筋力強化のための「せらばん体操」を実施

介護予防ボランティア養成講座

介護福祉課 包括支援係・・・042-387-9845 各地域包括支援センター(P1参照)

≪対象≫

- 市内在住、在勤で講座修了後週1回程度介護予防活動に参加できる方
- 要支援、要介護認定を受けていない方
- 主治医から運動を禁止されていない方

≪内容≫

小金井さくら体操自主グループをはじめとした介護予防に取り組み、ボランティア活動に興味がある方に対して、介護予防の基礎知識や体操の習得を目的とした講座です。

≪ 開催時期・申込み方法 ≫

詳細は市報等でお知らせします。

小金井市デイサービス認定サブスタッフ養成講座

介護福祉課 包括支援係・・・042-387-9845 各地域包括支援センター(P1参照)

≪対象≫

市内在住の介護保険の認定を受けていないおおむね65歳以上の元気な方

≪内容≫

介護事業所(デイサービス)で介護予防についての講義と現場実習を組み合わせた講座 を受け、支援を必要としている高齢者を支える地域づくりの担い手を養成する講座です。

≪ 開催時期・申込み方法 ≫

詳細は市報等でお知らせします。



活き生きボラポ(小金井市介護支援ボランティアポイント事業)

小金井市商工会・・・☎042-381-8765

≪対象≫

市内在住の介護保険の認定を受けていない65歳以上の元気な方

≪内容≫

- 元気な高齢者のボランティア活動を促進することにより互いに助け合う精神を醸成 し、あわせて自身の健康増進と介護予防を目指します。
- 介護事業所など市内の受け入れ施設におけるボランティア活動に対してスタンプを 付与し、加盟店でのお買物に利用できる「さくらポイント」に交換します。
- ※ ポイント付与を受けるためには、事前のボランティア登録が必要です。

高齢者いきいき活動講座

社会福祉協議会・・・☎○42-387-0011

≪ 対 象≫

市内在住のおおむね60歳以上の方

≪内容≫

高齢者の健康増進と新たな生きがいの発見のための講座です。

≪ 開催時期 ≫

随時開催・内容、応募方法等、詳細は市報等でお知らせします。

高齢者(いきいき)農園

経済課 産業振興係・・・☎○42-387-9882

≪対象≫

60歳以上の方で、耕作する土地をお持ちでない方

≪内容≫

- 農地(概ね6㎡)を無料でお貸しします。
- 野菜等の栽培を通して、健康増進、仲間づくりにご活用ください。
- 農具は市で用意します。
- 種苗や肥料などは個人負担です。
- 利用期間は概ね2年間で、隔年で2月頃の市報で募集します。

いきいき健康教室(1日コース)

健康課健康係 貫井北町5-18-18 (小金井市保健センター内)
・・・☎042-321-1240 FAX042-321-6423

≪対象≫

市内在住の65歳以上の方

≪内容≫

1日コースを年2回実施

1回目…栄養・歯科講義 2回目…保健師講義、運動実技

≪場 所≫

市内公共施設

高齢者学級

公民館

≪対象≫

市内在住の65歳以上の方

≪内容≫

様々なテーマの学習や体験活動により相互に親睦と交流を深め、地域の仲間づくり を通して生きがいのある生活を送るために実施している講座です。

≪ 開催時期 ≫

5月から概ね12月までの間で、15回~20回程度開催します。

≪費用≫

交通費等の実費が必要な場合があります。

場	所	問 合 せ 先
生きがい広場	(公民館本館)	a 042-383-1184
けやき学級	(公民館貫井南分館)	☎ 042−383−1168
シニアカレッジ・くりのみ	(公民館東分館)	a 042-384-4422
みどり・朴の樹学級	(公民館緑分館)	☎ 042−387−7301
はなみずき学級	(公民館貫井北分館)	a 042-385-3401

おとしより無料入浴デー

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎○42-387-9843

≪対象≫

市内在住の65歳以上の方と小学生以下の方



≪内容≫

ぬくい湯(小金井市貫井北町3-4-4)で、年7回無料入浴デーを実施

① ひとりぐらし高齢者交流会 ② ひとりぐらし高齢者会食会

社会福祉協議会・・・☎○42-387-0011

≪対象≫

70歳以上のひとり暮らしの方

≪内容≫

- ① ひとりぐらし高齢者交流会…演芸と茶話会
- ② ひとりぐらし高齢者会食会…地域施設で会食



高齢者記念品

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎○42-387-9843

≪対象≫

9月1日現在、99歳、100歳の方

≪内容≫

長寿を祝い記念品を贈呈します。

敬老会

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎○42-387-9843

≪対象≫

市内在住のおおむね70歳以上の方

≪内容≫

- 毎年、9月中に、高齢者の方に楽しいひとときを 過ごしていただけるような行事を行っています。
- 式典と演芸を行います。
- 時間、内容等、詳細は市報でお知らせします。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、実施内容を大幅に変更 する可能性があります。

高齢者いこいの部屋

- 高齢者の地域活動の場として高齢者いこいの部屋があります。
- 碁、将棋等が備えてあります。
- 利用時間は、9時から17時までです。(1時間単位の使用となります。)
- 利用方法や空き状況は、各施設におたずねください。

(市外局番の042は省略しています。)

施設名	電話番号	所 在 地	休館日(原則)
東町集会所※	384-4422	東町1-39-1	第1・3火曜日
婦人会館	383-1137	梶野町5-10-32	第2・4月曜日
公民館緑分館※	387-7301	緑町3-3-23	第1・3火曜日
前原町西之台会館	385-9563	前原町3-8-1	第2・4水曜日
上之原会館	381-9911	本町5-6-19	第2・4月曜日
桜町上水会館	385-7355	桜町2-8-13	第2・4水曜日
公民館貫井南分館※	383-1168	貫井南町4-3-23	第1・3火曜日

※の施設内の高齢者いこいの部屋は、悠友クラブ(老人クラブ)のみ予約使用できます。



悠友クラブ (老人クラブ)

小金井市悠友クラブ連合会 内藤会長 小金井市本町5-36-17 **☎**·FAX 042-301-6363

≪対象≫

おおむね60歳以上の方

≪内容≫

地域の高齢者が、生きがい活動や健康づくりなど楽しい活動を行っています。 また、ボランティア活動も積極的にすすめています。

加入を希望される方は、地域の各単位クラブへ直接お問い合わせください。

≪ 受付時間 ≫

9時から17時、金曜日定休

活動により事務局不在の場合もあります。

令和4年4月現在

	クラブ名	,	会	長名	電話番号	活動場所
連	合	会	内藤	治誠	042-301-6363	
東	部寿楽	会	鳥居	里子	0422-31-7879	東センター
本	町長生	会	池内	清三	042-384-0134	上之原会館
南	部長生	会	田中	はるみ	042-381-9823	前原町丸山台集会所
北	部長生	会	岸田	加代	042-383-1819	桜町上水会館
梶	野高砂	会	榎本	龍二	0422-51-2440	婦人会館
緑	長 生	会	⊞ЛІ	尚子	042-385-0996	緑センター
柏	鳳	会	柴崎	憲子	0422-31-7300	マロンホール
ぬ	くい会	東	兵頭	友幸	042-385-1235	貫井南センター
ぬ	くい会	西	鈴木	良二	042-384-7300	貫井南センター
Ξ	楽	会	岡衛	訂志	042-384-7273	貫井南町三楽集会所
松	寿	会	石合	幸子	042-381-3999	貫井北町集会場
悠	楽	会	中嶋	登	042-325-8208	中町天神前集会所
緑	寿	会	保科	正俊	042-385-8612	本町住宅集会所

小金井市シルバー人材センター

公益社団法人 小金井市シルバー人材センター 小金井市梶野町4-2-7グランツ梶野2階

☎ 0422-27-7117 FAX 0422-27-7476

URL

http://www.koganei-sc.or.jp e-mail

silver@koganei-sc.or.jp

≪対象≫

原則として60歳以上で、健康で働く意欲がある市内在住の方

≪ 入会説明・入会手続き≫

【日 時】 毎月第2木曜日 13時~2時間程度 (祝日の場合は第1木曜日)

【場 所】 本町作業所 (小金井市本町6-5-16 本町暫定庁舎2F)

【持ち物】 筆記用具

- 生年月日、住所が確認できる書類 (運転免許証、健康保険証など公的機関が発行したもの)
- 年度会費 2,000円
- 緊急連絡先

≪内容≫

公共団体、事業所及び一般家庭などから仕事を引き受け、会員は自分の希望や能力によ り仕事に従事して、その仕事量に応じて配分金(労働の対価)を受け取ります。

≪ 仕事の内容 ≫

- 植木剪定、大工、ふすま・障子・網戸の張替、 電球交換、粗大ごみ搬出など
- 駐輪場管理、駐車場管理、会館管理、施設管理など
- 子育て支援、福祉・家事援助、高齢者の話し相手、 服のリフォームなど



- 除草、アパート・マンションの清掃、包丁研ぎ、植木の水やり
- 広報紙配布、出張ヘアカット、宛名書き(毛筆・硬筆・賞状など)
- ラベル貼・シール貼・封入、手工芸品制作販売
- 囲碁教室、パソコン教室、英会話教室、 出張着付けなど
- 一般事務、経理事務など(派遣)

シルバーパス (東京バス協会の事業です)

東京バス協会

···**☎**03-5308-6950

9時から17時(土・日・祝日を除く。)

京王バス小金井(株)小金井営業所

···**☎**042-381-1881

小金井市本町5-3-31

10時から16時(土曜・日曜・祝日除く。)

シルバーパスの販売は市役所の窓口では行っておりません。 新規購入のほか、再発行、払戻し、更新については、上記窓口にお願いい たします。

≪対象≫

- ・ 都内に住所のある、寝たきり等の方を除く70歳以上の方
- 満70歳になる方のうち
 - ① 誕生日が1日の方は、前月の2日から発行できます。
 - ② 誕生日が2日以降の方及び10月1日の方は、当月の1日から発行できます。

≪内容≫

都バス・都電・都営地下鉄、

日暮里・舎人ライナー、都内民営バスが

シルバーパスの提示により利用できます。

(有効期限は毎年9月末日まで)

※ CoCoバスなど、一部対象外のバスもございます。



≪費用≫

発行時に

- ① 市民税非課税の方または市民税課税の方で合計所得金額135万円以下の方
 - →1,000円
- ② 市民税課税の方で①以外の方
 - →20.510円(4月~9月の購入は、10.255円)の自己負担があります。



4.生活支援。家族支援

特別生活援助

介護福祉課 高齢福祉係・・・**☎**042-387-9843 各地域包括支援センター(P1参照)

≪ 対 象 ≫

市内在住で次の要件をすべて満たす方

- 65歳以上のひとりぐらしまたは高齢者のみ世帯
- 市民税非課税世帯
- 日常生活援助が必要な虚弱な方または要支援・要介護と認定された方

≪内容≫

衣類の衣替え・(粗大ごみの搬出を除く)大型家具の移動・大掃除・照明器具の交換

- ※ 年度2回を限度として、1回の利用につき2時間、2人を派遣
- ※ 援助は月~金曜日の9時~17時(祝日、12月29日~1月3日は除く。)

≪費用≫

1割の自己負担 ※ 道具・洗剤等は原則的に利用者が準備します。

≪ その他 ≫

- 要支援または要介護認定を受けていない場合、担当の地域包括支援センター職員が 訪問調査に伺い、必要性を調査します。
- 利用が決定すると、市の委託業者が打ち合わせのため、事前に訪問します。
- ごみの分別やごみ出しの支援はできません。

寝具乾燥

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎○42-387-9843

≪対象≫

- 原則65歳以上のひとりぐらしまたは高齢者のみ世帯に属する方で、心身の障がい、 傷病等の理由により寝具類等の衛生管理が困難な方
- ・ 入院中・入所中の方は、利用できません

≪内容≫

月1回、敷布団2枚、掛け布団1枚、 毛布1枚を車で回収し、乾燥します。

※ 年2回、丸洗いも行います。

≪費用≫

無料



家具転倒防止器具等取付

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843 各地域包括支援センター(P1参照)

≪ 対 象 ≫ 市内在住で次の要件をすべて満たす方

- 65歳以上のひとりぐらしまたは高齢者のみ世帯
- 取り付けた家屋に引き続き居住すること
- 過去に市へ申し込みをしたことが無い世帯

≪内容≫

- タンス、本棚、食器棚、その他家具の転倒防止の器具の取り付け、およびガラスに飛 散フィルム等を取り付けます。
- 取り付けは、1世帯5か所以内で、器具代上限10,000円(税込)まで。
- 器具代、工事代共に市が負担します。
- 利用は1世帯1回限りです。

≪ 取付け日時等 ≫

月~金曜日の9時~17時(祝日、12月29日~1月3日は除く。)

≪費用≫

無料

車椅子の貸出し

社会福祉協議会 地域福祉係 · · · ☎ ○ 4 2 - 3 8 7 - ○ ○ 1 1



≪ 対 象 ≫ 次の要件をすべて満たす方

- 申請者または使用者が市内在住である方
- 要介護認定で要介護1以下の方 (要介護1、要支援1、要支援2、非該当の方、また要介護 認定を受けていない方も含みます。)
- 車椅子の給付(補装用具)が受けられない方
- 社会福祉協議会にて受取、返却ができる方
- 通院、外出、介助及び旅行等のための短期間ご利用の方
- ※ 入院、施設入所中の方はご利用できません。
- ≪ 貸出し期間 ≫
 - 1回につき1か月以内、1年間(4月~3月) に3回まで ※継続のご利用はできません。
- ≪費用≫

1回700円

自立支援住宅改修の給付

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843 各地域包括支援センター(P1参照)

≪対象≫

(1) 住宅改修予防給付

原則として65歳以上の高齢者で介護保険の要介護認定で「非該当(自立)」 と認定された方、または介護保険の2号被保険者で介護保険の要介護認定で 「非該当(自立)」と認定された方のうち、身体的理由により住宅改修が必要と 認められる虚弱な方(介護保険の「住宅改修」が受けられない方)

(2) 住宅設備改修給付

介護保険の要介護認定で、「非該当(自立)」「要支援・要介護」と認定された方のうち、身体的理由により住宅設備改修が必要と認められる虚弱な方 (便器の洋式化等は、住宅改修予防給付の「洋式便器への取替え」の利用が優先)

≪内容≫

- 改修費用の一部を助成します。申請は事前申請となります。
- 住宅改修予防給付と住宅設備改修給付の併用が可能です。

≪費用≫

利用者負担は以下のとおりです。補助上限額を超えた分は利用者負担となります。

市民税課税世帯のうち

介護保険利用者負担割合3割世帯・・・・補助対象上限額の30% 介護保険利用者負担割合2割世帯・・・・補助対象上限額の20% 介護保険利用者負担割合1割世帯・・・・補助対象上限額の10%

市民税非課税世帯

•••••••••
補助対象上限額の3%

【補助対象上限額(税込み)(一家屋につき)】

- (1)住宅改修予防給付(介護保険と同内容)・・・・20万円
 - ・床段差の解消 ・床材の変更(すべりの防止や移動の円滑化等)
 - 手すりの取り付け引き戸への扉交換や新設洋式便器への交換
 - ・既存便器の位置や向きの変更

(2) 住宅設備改修

- ・浴槽の交換工事のみ・・・・・・・・・・37万9,000円
- 流し、洗面台の取替え工事のみ・・・・・・15万6、000円
- 便器の洋式化工事のみ・・・・・・・・・10万6,000円
- ・これらの工事を総合して行った場合・・・・・37万9,000円 ※住宅設備改修の合計額は37万9,000円を限度額とする。

自立支援日常生活用具の給付

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843 各地域包括支援センター(P1参照)

≪対象≫

原則として65歳 以上の方

- (1) 腰掛便座・入浴補助用具・手すり・スロープ・・・介護保険の要介護認定で「非該当 (自立)」と認定されたが、虚弱で日常生活用具の給付が必要と認められる方 (担当の地域包括支援センター職員が訪問調査に伺います。)
- (2) シルバーカー・一本杖(歩行補助杖)・電磁調理器(IHクッキングヒーター) ・・・介護保険の要介護認定で要支援、要介護と認定され、日常生活用具の給付が必要と認められる方

≪内容≫

- 日常生活用具(福祉用具)の費用の一部を助成します。
- 申請は事前申請のみです。
- 委託業者からご自宅へお届けします。

≪ 費 用 (利用者負担額)≫

- ・ 市民税課税世帯の方・・・・下記基準額の範囲内で10%
- ・ 市民税非課税世帯の方・・・下記基準額の範囲内で3% 基準額の上限を超えた分は全額利用者負担となります。

【補助対象基準額(税込)】

- ・腰掛便座、入浴補助用具、手すり、スロープ・・・・・ 10万円
- ・シルバーカー・・・・・・・・・・・・ 1万5,000円
- ・一本杖(歩行補助杖)・・・・・・・・・・・・・・・・4,300円
- 電磁調理器(IHクッキングヒーター)・・・・ 1万5,400円

食の自立支援(緊急配食サービス)

介護福祉課 高齢福祉係 ・・・☎042-387-9843 本町高齢者在宅サービスセンター ・・☎042-388-8011

各地域包括支援センター(P1参照)

≪対象≫

- 傷病等のため一時的に調理が出来なくなった方
- 病院から退院後、食事の自己管理が困難な方
- 原則として、近隣に親族が居住している場合は利用できません。

≪内容≫

1日から1週間(日曜、祝日を除く)の夕食を配達します。

≪費用≫

一部自己負担があります。



特別短期生活介護(緊急ショートステイ)

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843 各地域包括支援センター(P1参照)

≪対象≫

- 介護が必要にもかかわらず、介護者の急病、事故、災害、葬儀その他緊急を要する 理由で介護が出来ないときに、その介護が必要な原則として65歳以上の方を一時 的に施設で介護します。
- 要介護度、要介護認定の申請の有無は問いませんが、施設によっては、要介護認定を 受けている方は、介護保険のサービス利用が優先します。
- 初回利用時には、所定の診断書又はかかりつけ医から施設への医療情報提供が必要です。

≪内容≫

- 原則1回7日以内とします。
- 送迎はありません。
- 実施場所は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等となります。

≪費用≫

- 介護保険の算定または1日1,000円必要な場合があります。
- 食費、管理費などが別に必要な場合があります。

徘徊高齢者探索サービス

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843 各地域包括支援センター(P1参照)

≪対象≫

※介護している方、介護される方ともに市内に住所を有することが必要 認知症による徘徊行動があり、探索のためGPS端末の貸与が必要な原則として65歳以上 の高齢者を在宅介護する方

≪内容≫

高齢者がGPS端末を携帯し、居場所が不明である時に、介護者が委託事業者に高齢者の位置を問い合わせ、保護を図ります。

≪費用≫

- ・ 申込金・月額利用料の10%(市民税非課税世帯は3%)
- ・ GPS端末を入れられる有償の靴(8,580円(税込)令和4年7月1日現在)を購入することができます。
- ・ GPS端末は貸与のため紛失、経年劣化以外の故障、破損の場合は、弁償していただきます。

見守りシール

介護福祉課 包括支援係・・・☎042-387-9845 各地域包括支援センター(P1参照)

≪対象≫

見守りが必要な65歳以上の方

≪内容≫

高齢者等の衣服や持ち物にシールを貼り付けることにより、行方不明になった際に発見者がシールに書かれた連絡先に電話することで、発見者も家族等もお互いに個人情報を出さずに直接やり取りをすることが可能なシステムです。

≪費用≫

年間3,600円(生活保護受給者は無料)

住宅火災直接通報システム

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843 各地域包括支援センター(P1参照)

≪対 象≫

概ね30分以内に到着できる場所に住む親族の介護者がいる方で、以下全てに該当する方

- 高齢者のみ世帯(ひとりぐらし含む)に属する方
- 認知症と診断され、介護保険法に基づく要支援・要介護認定の結果が要支援1以上の方で、火や煙を見ても119番通報を行わない危険性が高い状態の方(高齢者のみ世帯の場合、全員が該当することが必要です。)
- 居住管理協力者がいる方
- 木造の一戸建てに居住している方
- 固定電話回線(アナログ回線)をお持ちの方

≪内 容≫

システム周辺で熱や煙を感知した際、東京消防庁に自動通報を行い、火災に対する迅速な 消火活動及び当該高齢者の救助等を行います。

≪費 用≫

装置の貸与は無料

ただし、経年劣化以外の故障、破損の場合は、弁償していただくことがあります。

家族介護教室(こがねい介護教室)

≪対象≫

家族を介護している方、介護に関心のある方等

≪内容≫

適切な介護知識・技術や各種情報が得られる教室を開催します。

実 施 団 体	問 合 せ 先
桜町高齢者在宅サービスセンター	a 042-381-0006
小金井市立本町高齢者在宅サービスセンター	☎ 042-388-8011
中町高齢者在宅サービスセンター	☎ 042-386-6513
小金井あんず苑	☎ 042-388-7511

家族介護継続支援

≪対象≫

認知症高齢者を介護している家族の方等

≪内容≫

交流会による仲間づくりや講習会等の機会を通して認知症の理解や介護ストレスを発散することで、介護による身体的・精神的負担の軽減を図ります。

≪費用≫

参加時に介護が必要な方をお預かりするサービスについては実費負担があります。 事前に各団体にご相談ください。

実施団体	問 合 せ 先
小金井市立本町高齢者在宅サービスセンター	a 042-388-8011
緑寿園ケアセンター	☎ 042−462−1206
小金井ひがし地域包括支援センター	☎ 042-386-6514

おむつサービス

※入院、施設入所中の方は利用できません。

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843 各地域包括支援センター(P1参照)

≪対象≫

次の要件を全て満たす方を、現に介護している家族の方

- 在宅の方で、「市民税非課税世帯」に属する方
- 介護保険の「要介護4」または「要介護5」と認定された方で、失禁状態にある方

≪内容≫

- ・ 市で用意した紙おむつ、尿取りパッド等(市が指定したもの)を月額8,000円 (税抜き)の範囲内で市が負担し、月1回配達します。
- 期間は、申込時から3月末までとします。要件確認の為、毎年申込書の提出が必要です。

≪費用≫

無料

ふれあい収集事業

ごみ対策課 清掃係ふれあい収集担当 · · · ☎042-387-9835

≪対象≫

申請に基づき、訪問面談した後に決定します。

- 介護保険の要介護認定で要介護3以上の高齢者のみの世帯
- 身体障害者手帳2級以上の障がいのある方のみの世帯
- 精神障害者保健福祉手帳1級の障がいのある方のみの世帯
- 愛の手帳2度以上の障がいのある方のみの世帯
- ・ その他市長が必要と認める世帯

≪内容≫

ごみ出しが困難な世帯や、身近な方の協力を得ることが困難な世帯を対象に、戸別に訪問し、家庭ごみを収集します。併せて、安否確認も行います。

※ ごみの分別、まとめは行いません。

≪ 申請方法 ≫

- 申請書は、市ホームページから、ダウンロードできます。
- 対象世帯であることがわかる書類の写しをご持参のうえ、ごみ対策課に申請してください。代理申請も可能ですが、申請書には、申請者や世帯員の署名欄があります。

≪費用≫

無料(指定収集袋は自己負担)

5.見守り(安否確認)

ひと声訪問(牛乳の配達)

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843 各地域包括支援センター(P1参照)

≪ 対 象≫

- 日常的に見守りの必要な65歳以上のひとりぐらしまたは65歳以上のみの世帯で市 民税非課税世帯の方
- 配食サービス利用世帯、高齢者住宅入居世帯は対象外です。

≪内容≫

- ・ 市に緊急連絡先を登録して、1世帯あたり白牛乳又はコーヒー牛乳1本を週3回、牛 乳店から配達し、見守りを行います。
- 要件確認のため、毎年申込書の提出が必要となります。

≪費用≫

無料

食の自立支援(配食サービス)

介護福祉課 高齢福祉係 ・・・☎042-387-9843 本町高齢者在宅サービスセンター・・・☎042-388-8011 各地域包括支援センター(P1参照)

≪対象≫

- 原則65歳以上のひとりぐらしまたは高齢者のみの世帯で、介護保険の「要支援」以上と認定された方のうち、見守りが必要な方で、精神的、身体的理由等により食事の用意が困難な方
- 原則として、近隣に親族が居住している場合は利用できません。
- ひと声訪問(牛乳の配達)事業との併用はできません。

≪内容≫

- 週3回を基本として夕食を配達します。
- 会食会、栄養指導、食関連サービスも行います。

≪ 費 用≫

- 一部自己負担があります。
- ※ 市の制度ではありませんが、高齢者向けの民間の配食サービスもあります。 資料がありますので、お問い合わせください。

入浴券の配布(公衆浴場)

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843 各地域包括支援センター(P1参照)

≪対象≫

- 見守りが必要な65歳以上のひとりぐらしの方で、自宅に風呂がない方、または風呂 はあるが壊れていて使用できない、もしくは身体的状況等により使用できない方 (浴槽が深くてまたげない等)
- 生活保護を受給している場合は利用できません。
- ※ 対象要件に該当しなくなったときは、入浴券を返却していただきます。

≪内容≫

- ・ 公衆浴場の入浴券を月7枚ずつ、年6回(偶数月)配布します。
- ご自分で受け取りに来ていただきます。
- 入浴券は都内の公衆浴場のどこでも利用できます。

≪ 配布場所 ≫

小金井市役所 介護福祉課 高齢福祉係

ことぶき理容券(割引券)の配布

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843 各地域包括支援センター(P1参照)

≪ 対 象 ≫

- 見守りが必要な、65歳以上のひとりぐらしの方
- 市民税非課税の方
- ※ 対象要件に該当しなくなったときは、理容券を返却していただきます。

≪内容≫

- 市内の「ことぶき理容協力の店」(入口付近に表示があります。)で調髪、洗髪等で利用されると料金が2,000円割引になります。
- 年3回(4、7、11月)、月1枚の割合で配布します。
- ご自分で受け取りに来ていただきます。
- 要件確認のため、毎年申込書の提出が必要となります。

≪ 配布場所 ≫

小金井市役所 介護福祉課 高齢福祉係



緊急代理通報システム

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843 各地域包括支援センター(P1参照)

≪対象≫

65歳以上のひとりぐらしまたは65歳以上のみの世帯で、救急車を呼ぶような慢性疾患 (特に心疾患)があり、常時注意を要する状態で発作時にご自身で通報することが困難かつ 生命の危険に陥るおそれのある方(日中、夜間のみひとりの方も可)

≪内容≫

- 貸与した無線発報器等(ペンダント等)により、委託業者に通報し、安全の確認と必要に応じて救急車の手配をします。
- ※ 通報には、原則としてアナログ回線を利用します。
- 火災等の熱や煙を感知して自動通報する火災センサーを、附帯利用することもできます。

≪費用≫

無線発報器は貸与のため、紛失、経年劣化以外の故障、破損の場合は、弁償していただきます。

高齢者福祉電話の貸与

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843 各地域包括支援センター(P1参照)

≪対象≫

- 外出困難など定期的に安否確認の必要があり、近隣に親族の居住していない、65歳以上のひとりぐらしまたは65歳以上のみの世帯
- 電話(携帯電話含む)がないこと
- 市民税非課税の世帯の方
- 通話料の自己負担が発生した場合、遅滞無く支払いをされる方

≪内容≫

電話機を貸与します。

≪費用≫

電話設置料、毎月の基本料金、通話料700円までは市が助成し、それ以外の料金(700円を超える通話料、104番号案内等)については全額自己負担となります。

友愛活動員の訪問

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎042-387-9843 各地域包括支援センター(P1参照)

≪対象≫

65歳以上のひとりぐらしまたは65歳以上の高齢者世帯の方 (日中のみひとりの方も可)

≪内容≫

- ・ ボランティアの友愛活動員が週1回程度、訪問または電話でお話相手をいたします。
- 日常生活の上で困っていることを相談していただければ、福祉の制度等のご説明もします。

≪費用≫

無料

やすらぎ支援(認知症高齢者家族支援)

桜町高齢者在宅サービスセンター・やすらぎ支援担当・・・☎042-381-0006

≪ 対 象≫

- ・ 軽度の認知症状が見られる、おおむね65歳以上の方
- 物忘れがあり、不安のある方
- · その他、援助についてのご相談がある方

≪内容≫

支援ボランティアが話し相手、声かけ等の援助を行います。

≪ 利用日 ≫

- ・ 月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く。)
- ・ 10時~16時 定期訪問(週1回1時間程度。回数、時間は要相談)

≪費用≫

無料

地域福祉課 地域福祉係・・・☎○42-387-9915

≪内容≫

暮らしのこと、困ったこと、悩みごと、

民生委員児童委員はあなたの一番身近な相談相手です。

(相談の内容に関する秘密は厳守します。)



民生委員児童委員協議会の イメージキャラクターミンジー

高齢者地域福祉ネットワーク 民

民生委員による地域の見守り

介護福祉課 包括支援係・・・☎○42-387-9845

≪活 動≫

毎年9月15日時点で、75歳、80歳の方・1年以内に転入された75歳以上の市民を対象に民生委員が訪問し、福祉の情報をお知らせします。

≪登録≫

75歳以上のひとりぐらし・日中ひとり・高齢者世帯の方など

- ※ 登録はいつでも行うことができます。
- ※ 登録については条件があります。まずはご相談ください。
- ※ 民生委員がいない欠員地区の場合は、介護福祉課宛に連絡をお願いします。

≪ 登録方法≫

- 民生委員が訪問し、高齢者地域福祉ネットワークについて説明を行います。
- 説明後、登録を希望される方に「個人票」を渡します。
- 緊急連絡先となるご家族様と相談の上、個人票に記入をお願いします。
- 個人票の控えをお届けし、登録完了となります。

≪ 登録すると・・・≫

- 相談内容に応じて、必要な支援が受けられるよう、専門機関へつなぎます。
- ・ 体調不良や緊急事態等、急いでご家族様に連絡をとる必要がある場合、個人票に 記載の緊急連絡先に連絡をさせていただくことがあります。
- ・ 週1回、月1回など定期的に見守る訪問ではありません。
- ☆ 民生委員には守秘義務があります。個人情報は守られます。 安心してご相談してください。

6.住まい

高齢者住宅

まちづくり推進課・・・☎042-387-9861

≪ 対 象 ≫ 次の全ての条件に該当する方

- 65歳以上のひとりぐらしまたは65歳以上の方を含む60歳以上の世帯
- 原則として独立して日常生活を営むことができる方
- 市内に引き続き3年以上居住し、所得が月214,000円以下である方
- 次のいずれかの理由により、自力で代替えの住宅を確保することが困難な方
 - ア 1年以内に立ち退くように求められている。
 - イ 住宅が保安上または保健衛生上劣悪な状態にある。
 - ウ 身体障害者手帳(1級~4級)を所持し、かつ現在の住宅では、生活の継続が難しい。
 - エ 家賃が収入月額(世帯の年間所得額から控除額を差し引いた額÷12か月)の4割を超え、支払いに困窮している。
- 申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと。

≪内容≫

- 5ヶ所 158世帯 (令和4年3月現在)
- 随時受付を行い、空室が出た時に抽選します。
- 高齢者向けに配慮され、管理人が配置されています。併せて、緊急通報装置による管理となります。

≪費用≫

一般の民間賃貸住宅に比べ、低廉な家賃が適用されます。

≪その他住宅の問合せ先≫

- 都営住宅について ・・・☎03-3498-8894(都住宅供給公社住宅募集センター)
- UR賃貸住宅について・・・☎0120-411-363 (UR東日本賃貸住宅本部)

地域安全課・・・☎042-387-9806

空き家のままでは、害虫の発生、不審者の侵入、建物の倒壊など、近隣の住民に迷惑をかけることになります。住む人がいなくなった住宅については売却や賃貸を考えましょう。

● 老人ホームに入居する、又は長期間(1年以上)不在にするなど、住宅管理が困難な場合、空き家管理サービスをご活用ください。

問合せ先	電話番号	用途
(公社) 小金井市シルバー人材センター	0422-27-7117	家屋及び敷地の目視確認 除草作業 樹木の剪定など
(NPO) 空家・空地管理センター	0120-336-366	目視による点検 近隣からの苦情対応 管理看板の設置など

● 空き家問題のアドバイスを受ける為、市では専門化団体と協定を結んでいます。
費用がかかる場合もあります。

問合せ先	電話番号	用途		
(公社)東京都宅地建物取引業協会 武蔵野中央支部	0422-26-5891	・空き家の売買や賃貸について		
(公社)全日本不動産協会 東京都本部多摩中央支部	042-316-7822			
(一社)東京都建築士事務所協会 南部支部	042-361-4564			
東京建築士会 多摩ブロック南部支部	042-313-9634	空き家の相続、リフォーム、		
(一社) 北多摩建設業協会 小金井建設協会	042-322-5438			
東京司法書士会	03-3353-2700	相続・登記、財産管理 成年後見等		
東京都土地家屋調査士会府中支部	042-325-3589	敷地境界について		
東京都行政書士会市民相談センター	03-5489-2411	所有者と相続人の調査確認 資産の有効活用や手続き		
(株)みずほ銀行小金井支店	042-381-0220	住宅増改築融資、空き家の有効 利用に係る融資について		
東京三弁護士会空き家相談窓口	03-3595-9100	空き家の相続、成年後見、財産 管理、契約、紛争の解決に関す ること		
東京税理士会納税者支援センター	03-3356-7137	税金に関すること		

火災から命を守るために

小金井消防署 警防課防災安全係 地域防災担当・・・☎○42-384-0119

≪主な出火原因から火災を防ぐポイントを知りましょう≫

主な出火原因	火災を防ぐポイント		
こんろ	□ 調理中はその場から離れない。□ 周囲に燃えやすいものを置かない。□ 離れるときは消す。□ 着衣への着火に注意する。		
たばこ	□ 寝たばこをしない。 □ 吸殻は水で完全に消す。 □ 吸殻を灰皿にためない。 □ 火種を落とさない。		
ストーブ	□ 周囲に燃えやすいものを置かない。□ 近くで洗濯物を乾かさない。□ 火を消してから給油する。□ 外出時、就寝時は消す。		
電気コード	□ プラグやコンセントを清掃する。□ 決められた容量内で使用する。□ 家具の下敷き、折れ曲がりに注意する。□ 束ねて使用しない。		

≪住宅用火災警報器を適切に維持管理しましょう≫

住宅用火災警報器(住警器)は、火災を早期に発見し、あなたとあなたの家族の命を守るものです。

- 設置場所は、全ての居室・台所・階段です。
- 住警器のボタンを押すか、ひもを引いて定期的に(半年に1回以上)点検しましょう。
- 設置してから10年を目安に本体の交換をしましょう。

≪住まいの防火防災診断を受けましょう≫

消防署では、高齢者福祉の関係機関や地域の方々と連携して、 高齢者のみなさまのお宅を訪問して、防火防災の点検や アドバイスを行う「住まいの防火防災診断」を行っています。 防火や防災に関することで気になることがありましたら、 小金井消防署に連絡し、お気軽にご相談ください。

7.老人ホーム

高齢者施設 (概要)

介護福祉課 介護保険係介護福祉課 包括支援係

a 042-387-9822

a 042-387-9845

(社) 全国有料老人ホーム協会

☎ 03-3548-1077

入所に関する相談は、直接施設に問合せください。

参考資料:あんしんなっとく高齢者向け住宅の選び方

名称	概要	
特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	常時介護が必要で家庭での生活が困難な人が介護や 身の回りの世話を受けながら生活する施設(原則、 要介護3~5)	
老人保健施設 (介護老人保健施設)	病状が安定し、病院から退院した人などが、リハビリテーションを中心とする医療的ケアと介護を受ける施設(要介護1~5)	
有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護など)	ホームにより、利用要件は異なる(元気な方も対象、介護が必要な方のみ対象など)	
認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	小金井市民の方で、軽度から中度の認知症のある方 (要支援2〜要介護) ※転入の場合は、原則として小金井市民となって6 か月以上経過した方が対象	
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー化され、安否確認サービス、緊急対応 サービス、生活相談サービスなどの付いた住宅	
養護老人ホーム	原則として65歳以上で環境上の理由、経済的な理由から居宅での生活が困難という方が入所する措置施設 ※小金井市内にありません	
軽費老人ホーム (ケアハウス)	本人の収入に応じて低額な費用で日常生活上必要なサービスを受けながら、自立した生活を送ることができる住まい ※小金井市内にありません	
都市型軽費老人ホーム	居室の面積要件など施設基準を緩和した軽費老人 ホーム ※小金井市内にありません	

市内施設一覧

- ・ 市外の情報は、東京都福祉保健局高齢社会対策部のホームページをご覧ください。
- ・ 施設の一覧は、介護福祉課、地域包括支援センターにて配布しています。

(市外局番の042は省略しています。)

種別	施設名	住 所	電話番号
 	特別養護老人ホーム つきみの園	中町2-15-25	386-6511
	桜町聖ヨハネホーム	桜町1-2-24	381-1234
	特別養護老人ホーム ぬく井の杜	貫井北町3-4-8	402-7011
他人	介護老人保健施設 秋桜	前原町4-4-47	385-8851
	介護老人保健施設 小金井あんず苑	前原町5-3-24	388-7511
有料老人ホーム	コミュニティホームのがわ	東町2-31-3	0422-30-3051
	介護付き有料老人ホームプレザングラン小金井	東町3-17-3	0422-30-4721
	グランダ東小金井	梶野町2-12-24	0422-50-7331
	小金井パーク・ヴィラ	関野町2-6-4	387-2255
	シニアハイムうさぎ	緑町1-6-53	386-3354
	グランダ武蔵小金井	中町1-11-7	380-8830
	ベストライフ武蔵小金井	本町4-11-25	380-9151
	オアシスらんど小金井	貫井北町3-37-3	381-8633
	介護付有料老人ホームアプリコ武蔵小金井	貫井南町2-2-3	316-7481
シループホーム認知症高齢者	ミアヘルサきずなホーム小金井	東町1-45-17	0422-26-1956
	グループホーム のがわ	東町2-31-3	0422-30-3052
	グループホーム うさぎ	緑町1-6-53	385-3933
	グループホーム 杏の家	前原町5-3-24	388-7526
	グループホーム うてな	本町5-37-8	304-0092
	花物語こがねいナーシング	貫井北町2-6-25	380-1387
高サービ	福寿こがねい緑町	緑町5-13-25	386-6030
高齢者向け	せらび小金井	貫井北町3-37-6	380-7380

8.保健•税•医療

後期高齢者医療制度について

保険年金課 高齢者医療係・・・☎○42-387-9834

75歳以上(一定の障害がある方は65歳以上)の方を対象とする医療制度です。

≪ 医療費 ≫

- 原則かかった医療費の1割負担または3割負担 令和4年10月1日以降、2割負担が追加されます。
- 1ヶ月の医療費が自己負担限度額を超えた場合は、超えた分が高額療養費として支給されます。
- 医療保険と介護保険の給付を受けた場合、一年間に支払った自己負担額を合算して、 限度額を超えた分が支給される高額介護合算療養費があります。

≪ 保険料 ≫

保険料の納め方は原則、公的年金からの天引き(特別徴収)ですが、公的年金が年額18万円未満の方、介護保険料との合算額が年金額の半分を超える方、年度途中で75歳になった方等は納付書又は口座振替による納付(普通徴収)になります。

特別徴収の方でも申し出により年金天引きから口座振替による納付へ変更できます。

≪ 限度額適用・標準負担額減額認定証 ≫

住民税非課税世帯の方が交付申請できます。入院時の食事費用と保険適用の負担額が減額されるものです。

≪限度額適用認定証≫

同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の方は交付申請できます。保険適用の負担額が減額されるものです。

≪ 特定疾病療養受療証 ≫

長期にわたり継続して著しく高額な治療が必要となる疾病として、厚生労働大臣が定めた ものに該当する方を対象とします。

≪ 後期高齢者医療健診 ≫

- 市が行う後期高齢者医療健診を受診できます。
- 健診項目は診察(問診、計測)、血液検査、尿検査等です。
- 健診実施期間の前に受診券をお送りします。実施期間中に受診してください。

応急・緊急時の相談窓口

健康課健康係 貫井北町5-18-18 (小金井市保健センター内)
・・・☎042-321-1240 FAX042-321-6423

● 24時間テレホンサービス

①東京消防庁救急相談センター **☎#7119(携帯電話、プッシュ回線)**

☎042-521-2323

②東京都医療機関案内ひまわり **☎03-5272-0303**

※ 聴覚障がい者向け専用 FAXO3-5285-8080

● 休日当番の医療機関による診療 (24時間対応)

受付時間 9時~12時、13時~17時、準夜(17時30分~21時)

※市報で、次回の市報発行日までの休日診療医療機関を掲載しています。

● 救急の場合

事故によるけがや病気などにより、緊急に手術や入院を要すると思われる場合は、 **救急車(☎119)**をご利用ください。

【救急病院】

小金井太陽病院(本町1-9-17) ・・・☎042-383-5511 公立昭和病院 (小平市花小金井8-1-1) ・・・☎042-461-0052

救急医療災害支援情報キットの配布

地域福祉課 地域福祉係・・・☎042-387-9915

≪内容≫

緊急時や災害時に備えて、かかりつけ医、持病、服薬状況、緊急連絡先、障がいの程度、 支援上の留意点などを記入した情報シートや保険証の写しなどを入れて保管しておく容器 です。

障害者控除対象者認定書の発行

介護福祉課 高齢福祉係・・・☎○42-387-9843

≪内容≫

- 高齢者の方の身体状況に応じ、障害者控除対象者認定書を発行します。
- 確定申告時に提出すると税法上障害者控除が受けられます。

≪対象≫

- ・ 市内在住の65歳以上で、要介護1以上の方
- 寝たきり高齢者の方は、医師の意見書(診断書)をお持ちの方
- ※ 身体障害者手帳等をお持ちの方は手帳で控除を受けることができます。
- ※ 所得税または市民税が非課税の方は申請の必要はありません。

かかりつけ歯科医の紹介 (歯科医療連携推進事業)



小金井歯科医師会 本町5-10-17 高杉ビル301

•••**\$**042-385-0303 FAX042-385-2634

健康課健康係 貫井北町5-18-18(小金井市保健センター内)

••• \$042-321-1240 FAX042-321-6423

≪内容≫

要介護者の方、障がいのある方で、歯科医院にかかってない方に、かかりつけ歯科医の 紹介を行っています。

健康相談等

健康課健康係 貫井北町5-18-18(小金井市保健センター内)

••• \$042-321-1240 FAX042-321-6423

≪ 対 象 ≫
市内在住の方

≪内容≫

詳細は市報等でお知らせします。

事 業 名	内容		
健康講演会	医師・歯科医師による講演会	要予約	
(医) 水 两 次 云	乳がん自己検診法講演会	女子的	
成人健康相談	健康相談、血圧測定、体脂肪測定、聴力検査	要予約 (医師相談·聴力検査)	
歯科健康相談	歯科医師による相談	要予約	

各種健(検)診

※実施時期等、詳細については市報でお知らせします。

健康課健康係 貫井北町5-18-18 (小金井市保健センター内)

••• \$042-321-1240 FAX042-321-6423

※1 保険年金課国民健康保険係 •••☎○42-387-9833

※2 保険年金課高齢者医療係 ・・・☎○42-387-9834

※3 介護福祉課包括支援係 •••☎○42-387-9845

各種健(検)診	対 象	内容
特定健診 ※1	40歳以上の国民健康保険加入者	【基本項目】 問診、身体計測、血圧、血中脂質検 査、肝機能検査、血糖検査、尿検査
後期高齢者医療健診※2	後期高齢者医療保険加入者	【詳細項目】 貧血検査、心電図検査、生化学検査 (クレアチニン)、眼底検査
集団健診	 40歳以上で特定健診・後期高齢 者医療健診対象外の方等 	問診、身体計測、血液検査、尿検査
フォロー健診	40歳以上の方 (受診条件あり)	【必要項目】貧血検査、心電図検査、 生化学検査(クレアチニン) 【選択項目】胸部レントゲン検査、生 化学検査(尿酸)、眼底検査等
肝炎ウイルス検診	40歳以上の方 (受診条件あり)	B型·C型肝炎ウイルス検査
大腸がん検診	40歳以上の方	採便をして潜血があるか検診します。 (自己負担500円)
胃がん内視鏡検診	50歳以上の方(隔年)	内視鏡による検査を行います。 (自己負担3,000円)
乳がん検診	40歳以上の方(隔年)	マンモグラフィ検査 (自己負担2,000円)
子宮がん検診	20歳以上の方(隔年)	細胞診を行います。 (自己負担1,000円)
肺がん検診	40歳以上の方	レントゲン直接撮影と問診により必要に応じて喀痰(かくたん)検査を行います。原則として50歳以上で喫煙指数(1日本数×年数)が600以上の方(過去の喫煙も含む。)(レントゲン、喀痰は、それぞれ500円の自己負担)
成人歯科健診	20・25・30・35・ 40・45・50・ 55・60・65・ 70・75・80歳の方	歯周組織、歯列等の診査を行います。 75・80歳の方で歯科医師が必要と認めた方には、咀嚼・嚥下等の口腔機能評価を行います。
認知症検診※3	70歳代の方	問診、10問程度の簡易検査

健康課健康係 貫井北町5-18-18 (小金井市保健センター内)
・・・☎042-321-1240 FAX042-321-6423

- 費用の一部を助成します。
- 自己負担額を含め、事業内容、接種期間等が変更になることがあります。

予防接種名	接種期間	対 象	内 容
高齢者肺炎球菌	通年	過去に接種歴がない方で、下記に該当する方 ①接種を受ける年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、 95歳、100歳になる方 ②60歳~64歳で、心臓・じん臓・呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害のある方(身体障害者手帳1級相当)	自己負担 2,500円 ・ 年度によって変更 になることがありま す。
インフルエンザ	10月~ 1月下旬	①65歳以上の方 ②60歳~64歳で、心臓・じん臓・呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害のある方 (身体障害者手帳1級相当)	自己負担 2,500円 ▶ 年度によって変更 になることがありま す。

「聞こえ」でお悩みの方・ご家族の方へ



高齢者の聞こえの特性

- 高音域の音(電話の呼び出し音や体温計の音など)が聞き取りにくい。
- 「カ行」「サ行」「タ行」の音が聞き取りにくい。

補聴器が医療費控除の対象に

平成30年度から補聴器の購入費用が、医療費控除の対象となりました。 補聴器相談医への受診や「補聴器適合に関する診療情報提供書(2018)」が 必要になります。

詳しくは補聴器相談医へご相談いただくか、(一社)日本耳鼻咽喉科学会ホームページを確認してください。

※ 身体障害者手帳をお持ちの方は、購入費の支給がうけられることがあります。

9.認知症

認知症に関する相談窓口

介護福祉課 包括支援係・・・042-387-9845

名 称	電話番号	時間
地域包括支援センター	 お住いの地区の地域包括支援セ 	ンターは、P1を参照
多摩府中保健所	042-362-2334	月~金曜日 (祝日除く。) 9時~17時
認知症110番 (公益財団法人 認知症予防財団)	0120-65-4874	月・木曜日 (祝日を除く。) 10時~15時
家族の会 認知症の電話相談 (公益社団法人 認知症の人と家 族の会本部)	0120-294-456 ≪携帯・PHSの場合≫ 050-5358-6578	月〜金曜日 (祝日を除く。) 1 O時〜15時
認知症でれほん相談 (公益社団法人 認知症の人と家 族の会東京支部)	03-5367-2339	火・金曜日 (祝日を除く。) 1 O時~15時
高齢者安心電話 (公益社団法人 東京社会福祉士会)	03-5944-8640	19時30分 ~22時30分 年中無休
東京都多摩若年性認知症総合支援センター	042-843-2198	月〜金曜日 (祝日を除く。) 9時〜17時

認知症初期集中支援

介護福祉課 包括支援係・・・042-387-9845 各地域包括支援センター(P1参照)

≪対象≫

認知症が疑われるものの、医療・介護等の安定的な支援を受けられていない方

≪内容≫

専門職によるチームで訪問、支援を検討していきます。

認知症協力医療機関

≪ 認知症疾患医療センター ≫

認知症の鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域の介護関係者等との連携の推進、人材の育成等を行う医療機関です。認知症の人とその家族が、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう支援します。

(市外局番の042は省略しています。)

医療機関名	住 所	電話番号	休 診 日	診療時間
桜町病院・ 認知症疾患医療センター		383-4114 (直) 383-4111 (代)	土曜、日曜、祝日 ※一般外来とは異なり ます。	9:00〜16:00 ※一般外来とは異なります。 (要予約)

≪ 専門医療機関 ≫

認知症診療の専門医がいる医療機関です。もの忘れ外来やメモリークリニック、脳神経内科、脳神経外科、老年科、精神科等の診療科で、認知症の検査・診断・治療を行います。

(市外局番の042は省略しています。)

医療機関名	住 所	電話番号	休 診 日	診療時間
武蔵野中央病院 サポート医	東町1-44-26	0422 -31-1231	日曜、祝日	9:00~11:00 13:00~15:00 神経内科(もの忘れ相談)は火木午後(要予約)
菊地脳神経外科 • 整形外科 ###	東町3-12-11	0422 -31-1220	日曜、祝日	9:00~12:00 14:00~18:00 土曜日は初診不可 検査及び結果説明は後日予約制となります。
小金井メディカルクリニック サポート医	本町5-15-9 栄ハイツ エクシード2F	401-2938	日曜、祝日	受付時間: 8:30~12:15 13:30~17:15 (要予約)

≪ 協力医療機関 ≫

認知症サポート医等が診察し、必要に応じて専門医療機関への紹介やかかりつけ医との連携を行います。

(市外局番の042は省略しています。)

医療機関名	住 所	電話番号	休 診 日	診療時間
田中整形外科	東町4-16-21	388-4976	木曜、日曜、祝日	9:00~12:30 15:00~19:00 土曜 9:00~13:00
さいとう医院 サポート医	東町4-21-10	380-5510	火曜午後、土曜午後、 日曜、祝日	9:00~12:30 15:00~18:00
東小金井さくらクリニック サポート医	東町4-37-26	382-3888	土曜午後、日曜、祝日	9:00~13:00 14:30~18:30
うちやまクリニック	東町4-43-15 MKジェムズマン ション1F	382-1715	水曜、土曜午後、 日曜、祝日	9:00~12:30 15:00~19:00
東小金井クリニック	 梶野町2-1-2 1F	0422 -56-8630	水曜、土曜午後、 日曜、祝日	9:00~12:00 15:00~18:00
東小金井くろだ内科医院	梶野町4-11-13	0422 -53-5666	木曜、土曜午後、 日曜、祝日	9:00~12:00 15:00~18:00
久滋医院	 梶野町4-5-7	383-2078	水曜、土曜午後、 日曜、祝日	9:00~12:00 16:00~18:30
やすたけ内科クリニック	梶野町5-3-6-1F	388-8880	木曜、日曜、祝日	9:00~12:30 15:00~18:30 土曜9:00~13:00
ひがこ北口内科クリニック	梶野町5-11-5 パピスプラザ202	401-2353	木曜、日曜、祝日	9:00~12:00 15:00~18:00 水曜午後は検査外来(要予約) 水曜、土曜15:00~17:00

(市外局番の042は省略しています。)

医療機関名	住 所	電話番号	休診日	<u> </u>
かわべ内科クリニック	緑町2-2-1	401-1860	水曜、土曜午後、 日曜、祝日	9:00~12:00 15:00~18:00
山﨑内科医院 サポート医	緑町5-12-17	381-1462	木曜、土曜午後、 日曜、祝日	9:00~12:00 15:00~18:00
宮本内科医院 サポート医	中町3-7-4	381-2219	水曜、土曜午後、 日曜、祝日	9:00~12:00 15:00~18:00
小沢医院 サポート医	中町4-12-1	381-8433	木曜、土曜午後、日曜 祝日、12/30~1/3	9:00~12:00 14:00~17:00
前原診療所 サポート医	前原町3-17-1	381-1702	水曜、土曜午後、 日曜、祝日	9:00~12:00 14:00~18:00
野村医院	前原町3-35-15	381-0987	火曜午後、木曜、 土曜午後、日曜、祝日	9:00~12:30 15:30~18:30 土曜9:00~13:00
和田クリニック	本町1-6-2-112	381-1112	月曜、火曜午後、 土曜午後、日曜、祝日	8:00~12:00 15:00~18:00
小金井太陽病院 サポート医	本町1-9-17	383-5511	日曜、祝日	9:00~12:00 14:00~17:00
 小金井ファミリークリニック サポート医	本町1-13-13	382-3633	土曜午後、日曜、祝日	9:00~12:00 15:00~18:00
はぎクリニック	本町1-18-3 ユニーブル武蔵小 金井スイート 203B	387-1603	水曜午後、木曜、日曜、祝日	9:00~13:00 15:00~19:00
小松外科胃腸科	本町2-20-20	381-3346	木曜、日曜、祝日	9:00~12:00 14:00~18:00 土曜9:00~13:00
 友利内科クリニック 	 本町3-10-13 フジビル1F	385-7101	日曜、祝日	9:00~13:00 15:00~18:00 土曜9:00~13:00
清水医院	本町4-19-16	384-1212	木曜、日曜、祝日 (臨時休診あり)	9:00~12:00
久我治子クリニック 	本町5-9-5	384-3461	日曜	月、火、金、土 8:00~20:00 水、木18:00~20:00
武蔵小金井クリニック	本町5-19-33	384-0080	土曜午後、日曜、祝日	9:00~12:00 13:30~19:00
ひらた循環器クリニック	本町5-40-3	401-6157	木曜、土曜午後、 日曜、祝日	9:00~12:00 15:00~19:00
共立診療所	本町6-9-38	383-5111	火曜、金曜、 日曜午後、祝日	9:00~12:30 15:00~19:00
小金井つるかめクリニック	本町6-14-28-301	386-3757	日曜、祝日、12/31~1/3	8:45~12:30 13:45~17:30
くろだ内科クリニック	貫井北町3-27-7	386-7288	木曜、日曜、祝日	9:00~12:00 15:00~18:00 土曜9:00~13:00
竹田内科クリニック	貫井南町5-20-13	381-6627	木曜、土曜午後、日曜、祝日	9:00~12:00 15:00~18:00
小金井橋さくらクリニック	桜町1-15-11	382-5101	土曜、日曜、祝日	9:00~12:30 1 4:30~17:00 月、水、木9:00~12:30

[※] 医療機関により認知症に対する診療内容・範囲が異なりますので、電話で確認のうえ受診してください。

[※] サポート医: 「認知症サポート医」とは、認知症対応研修を修了し、かかりつけ医への助言等の支援を行う医師

認知症関連事業

詳細は、対象ページにて確認をお願いします。

事業名称			
家族介護継続支援	家族支援	交流会による仲間づくりや講習会を通し て認知症の理解や介護ストレスを発散す る	P21参照
徘徊高齢者探索サービス	家族支援	GPS貸与による見守り	P19参照
見守りシール	家族支援	持ち物にシールを貼り付けた見守り	P19参照
やすらぎ支援 (認知症高齢者家族支援)	見守り	話し相手・声掛けの援助	P26参照

小金井もの忘れ相談シート

≪内容≫

小金井もの忘れ相談シートは、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように、家族・相談機関が連携して支援を続けるためのシートです。

≪ 使用方法 ≫

- 次ページのシートを切り取るか、コピーの上、記入ください。
- 記入したシートを持参し、小金井市の認知症協力医療機関(P39、40参照)にてご相談ください。

小金井もの忘れ相談シート

相談事前チェックシート

記入年月日 月 年 В ふりがな 明·大·昭 生年 男•女 本人 年齡 性別 月日 年 月 日 氏名 本人 本人 住所 電話番号 記入者氏名 記入者 (本人との関係) 電話番号 ※ご家族または、相談機関が記入してください。 1. 次のような症状がありますか? 該当項目の□にチェックを入れてください。 □ 同じことを何回も聞いたり話したりする □ 一日中家の中でボーっと過ごしていることが □ 約束を忘れる、間違える 多くなった □ 身なりを気にしなくなった □ 金銭管理ができなくなった □ 料理、買物など家事をしなくなった □ もの忘れを認めようとしない □ 薬の飲み忘れが多い □ 些細なことで怒るようになった □ 大切なものを盗まれたと言う □ はっきりしている時とボーっとしている時がある □ 見えないはずの物や人が見えると訴える □ 体を動かしにくい、手足がふるえる、歩きづらい □ 物の置き忘れやしまい忘れが目立つ といった症状がある □ 慣れたところで道に迷う □その他 その他 具体的な内容をお書きください 2. 1にある症状が出始めたとき、または、「いままでと違う」と思ったのはいつごろですか? ※ひどくなってきた時期ではなく、少しでも「いままでと違う」と感じた時期です。 月頃 3. 現在困っていることがありましたらお書きください。

へご相談ください。

この用紙を持って

苦情調整

小金井福祉サービス苦情調整委員 (通称:福祉オンブズマン)

小金井市福祉サービス苦情調整委員事務局(通称:福祉オンブズマン事務局)

市役所第二庁舎8階 ☎/FAX:042-383-1225

≪対象≫

苦情申立てができる事項は、福祉サービス(介護保険サービスを含む)に関することで 苦情申立人に利害関係がある事項とします。申立ては、本人や本人の配偶者、3親等以内 の親族、同居している方などからできます。

≪内 容≫

市が行っている福祉サービスや介護保険サービスの内容や対応などについて、納得がいかないとき、市や事業所などに苦情を言い出しにくいときなどに、福祉サービス苦情調整委員があなたに代わって調査し、必要なときは市に対してサービス内容などを是正するよう勧告したり、制度を改めるよう意見表明するなど、あなたの苦情に公正かつ中立的な立場で迅速な解決にあたります。

≪費用≫

無料

